

手数料の見直し案に対する意見照会の結果について

1 使用料・手数料の見直しに係る取組指針の策定状況等

平成17年2月

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針の策定

(取組指針の考え方)

・行政サービスを利用し利益を受ける方に、その利益に見合った応分の負担をいただくことで、利益を受けない方との負担の公平性を確保するという「受益と負担の適正化」の考えに基づき、使用料・手数料の適正な料金設定を行うため取組指針を策定した。

○取組指針の3本柱

柱①「コスト算定の明確化」

「コスト負担割合の明確化」

柱②「減免取扱の適正化」

柱③「定期的な見直し（4年を目途）」

平成18年4月 使用料・手数料の改定料金適用

(平成22年4月・平成26年4月の改定見送り)

平成29年10月

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）の策定

(改訂の趣旨)

・取組指針（H17年2月）の策定から12年が経過したことから内容の見直しを行い取組指針（改訂版）を策定した。

○改訂版の主なポイント（※手数料の場合）

・対象コスト：直近年度の決算額

↓

直近4か年度の決算額（平均）

・定期的見直し：4年を目途に見直し

↓

4年を目途に見直すこととし、社会情勢などにより、改定を見送った場合は、次の4年を待たずに早期に見直し行う。

・その他：改定料金は、改定前の料金の1.5倍を上限とする。
(激変緩和措置)

「コスト算定の明確化」

〈対象コスト〉

- ・経常的な事務経費
- ・人件費
- ・資本的経費（一部）

「コスト負担割合の明確化」

- ・受益者負担100%

2 取組指針に基づく見直し案の状況

(1) 使用料

(ア) 対象～「公の施設の使用料及び手数料」

(※公の施設→住民の福祉を増進する目的で、住民の利用に供するために設置する施設。)

○使用料	専用使用料	95施設	1,240項目
	個人使用料	53施設	272項目
	機械使用料	2施設	84項目

(イ) 対象外～「法令等によるもので市独自の料金設定が困難なもの」 「収支計画に基づき算定されるもの」 など

○使用料	専用使用料	2施設	11項目 (総合防災センター・北消防署)
	個人使用料	2施設	36項目 (旭山動物園・カムイスキーリンクス)

○主な施設等の内訳

- ①地域集会施設[専用 33 (97項目), 個人 1 (4項目)]
 - ・専用～【増】農村地域センター, 公民館
【減】住民センター, 地区センター, 地区体育センター
 - ・個人～【増】地区体育センター
- ②その他の集会施設[専用 6 (128項目)]
 - ・専用～【増】市民活動交流センター
【減】ときわ市民ホール, 勤労者福祉会館
- ③文化施設・観覧施設[専用 5 (176項目), 個人 5 (57項目)]
 - ・専用～【増】市民文化会館 (大ホール), 公会堂 (ホール)
【減】市民文化会館 (会議室), 大雪クリスタルホール (国際会議場)
 - ・個人～【増】博物館, 科学館, 中原悌二郎記念彫刻美術館, 井上靖記念館, 旭山動物園
- ④スポーツ・レクリエーション施設[専用 35 (620項目), 個人 35 (178項目)]
 - ・専用～【増】体育館, 硬式野球場
 - ・個人～【増】体育館, パークゴルフ場, 21世紀の森施設
- ⑤産業施設[専用 3 (24項目), 個人 2 (21項目), 機械 2 (84項目)]
 - ・専用～【増】若者の郷 (若者センター), 農業センター
【減】工業技術センター, 若者の郷 (農業体験実習館)
 - ・個人～【増】市営牧場
 - ・機械～【増】工業技術センター, 工芸センター
- ⑥福祉施設[専用 7 (154項目), 個人 5 (45項目)]
 - ・専用～生活館(2施設), いきいきセンター(3施設)
近文市民ふれあいセンター, 障害者福祉センター
→【増】(おおむね午前・午後の料金)
→【減】(おおむね夜間の料金)
 - ・個人～【増】いきいきセンター
【減】近文市民ふれあいセンター, 障害者福祉センター
- ⑦子育て支援施設[専用 8 (52項目), 個人 7 (3項目)]
 - ・専用～【増】北彩都子ども活動センター, 児童館
【減】子ども総合相談センター (夜間)
 - ・個人～【増】北彩都子ども活動センター (運動室・一般)

(2)手数料

(ア) 対象

○手数料 970項目

(イ) 対象外

○手数料 11項目（市立旭川病院文書料）

○主な項目の内訳

- ①福祉関係手数料（34項目）
 - ・介護保険関係（28項目），母体保護法関係（5項目），高齢者バス料金助成関係（1項目）
 - 【増】（9項目）～介護保険法関係，母体保護法関係，【変更なし】（9項目）
- ②保健衛生関係手数料（279項目）
 - ・**医療・薬事等関係**（38項目），**防疫関係**（12項目），**動物関係**（12項目），**食品関係**（82項目），**営業等許可関係**（17項目），**検査関係**（63項目），**土壌汚染対策法関係**（6項目），**使用済自動車の再資源化関係**（2項目），**廃棄物処理関係**（33項目），**浄化槽保守点検業者登録等関係**（3項目），**市立旭川病院文書料**（11項目）※対象外
 - 【増】（205項目），【減】（36項目），【変更なし】（38項目）
- ③商工業関係手数料（42項目）
 - ・工業技術センター関係（21項目），工芸センター関係（21項目）
 - 【増】（31項目），【減】（4項目），【廃止】（7項目）
- ④農業関係手数料（10項目）
 - ・農業センター関係（4項目），市営牧場関係（1項目），農業委員会関係（5項目）
 - 【増】（8項目），【廃止】（2項目）
- ⑤建築・都市計画関係手数料（547項目）
 - ・サービス付き高齢者向け住宅事業関係（11項目），開発行為関係（38項目），宅地造成関係（13項目），建築確認関係（84項目），長期優良住宅関係（92項目），低炭素建築物関係（109項目），建築物エネルギー消費性能適合性判定関係（173項目），優良住宅関係（14項目），屋外広告物関係（13項目）
 - 【増】（60項目），【減】（477項目），【変更なし】（10項目）
- ⑥消防関係手数料（15項目）
 - ・消防関係（15項目）
 - 【変更なし】（15項目）
- ⑦その他の手数料（54項目）
 - ・証明・閲覧等関係（31項目），計量法関係（20項目），撤去自転車等返還関係（3項目）
 - 【増】（9項目），【変更なし】（45項目）

3 使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続等の状況

取組指針（改訂版）に基づき、使用料・手数料の全庁的な見直しを行うに当たり、令和元年4月24日から6月14日までの間、見直し案に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施した。

（1）意見提出手続（パブリックコメント）の結果

（ア）意見の件数等 5名・1団体から8件

（イ）意見の内容 資料1 別紙1「使用料・手数料の見直し案に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方」

※意見提出手続以外の市民参加手続の実施状況

- ・全体説明会（市内5か所）
- ・個別説明会（各施設で実施）
- ・附属機関等への説明など

4 使用料・手数料の見直しに係る今後の取組

令和元年・～6月下旬	■修正案のとりまとめ
～7月下旬	■附属機関での調査審議など
～8月中旬	■最終案のとりまとめ
9月	■議会へ関連議案の提案（第3回定例会）
令和2年・4月～	■新料金等 適用

5 保健所所管の手数料の見直し案

資料1 別紙2「手数料見直し案一覧【保健所所管分】」

6 保健所所管の手数料の見直し案に対する意見照会

保健所が所管する手数料の見直しに当たり、6月に旭川市保健所運営協議会の各委員及び関係団体等に対し、書面により意見提出手続（パブリックコメント）の実施内容の報告と、保健所が所管する手数料の見直し案の内容について意見照会を行った。

（1）意見照会の結果

（ア）旭川市保健所運営協議会（委員18名）

- ・意見の件数等 1件
見直し案を肯定する意見で、修正を必要とするものではありませんでした。

（イ）関係団体等（10団体）

- ・意見なし